

大東子保第61号
令和2年4月8日

保護者の皆さま

大東市長 東坂 浩一
(公印省略)

緊急事態宣言の発令に伴う保育所等への登園の自粛について

平素は、本市児童福祉行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和2年4月7日付けで大阪府域に緊急事態宣言が発令されることとなりました。

緊急事態宣言の発令を受けて本市で検討を行った結果、新型コロナウイルスの更なる感染拡大を防止するため、下記のとおり、保護者の皆さまに保育所等への登園の自粛を要請することとしましたので、お知らせいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、登園の自粛にご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、不要不急の外出は控えるとともに、こまめな手洗いや咳エチケットなどの感染対策にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 登園の自粛について

(1) 就労又は就学に係る要件で保育所等を利用されている場合

⇒ 仕事や学校等が休みの日については、登園を自粛し、ご家庭でお子さまの保育を行ってください。

(2) 求職活動に係る要件で保育所等を利用されている場合

⇒ 自宅を離れての求職活動を実施しない日については、登園を自粛し、ご家庭でお子さまの保育を行ってください。

(3) 育児休業に係る要件で保育所等を利用されている場合

⇒ 登園を自粛し、ご家庭でお子さまの保育を行ってください。

(4) 上記以外の要件で保育所等を利用されている場合（妊娠・出産、疾病など）

⇒ ご家庭の事情に応じて検討を行っていただき、可能な限り登園を自粛し、ご家庭でお子さまの保育を行ってください。

【裏面あり】

2. 登園自粛の要請の終了時期について

登園自粛の要請の終了時期については、未定となっております。緊急事態宣言の終了時期や本市における新型コロナウイルスの感染状況を総合的に踏まえて判断を行います。

3. お子さまの発熱時等に係る対応について

お子さまに37.5度以上の発熱や呼吸器症状がある場合には、厚生労働省からの通知に基づき、保育所等の利用をお断りする場合があります。

また、過去に発熱等があった場合は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向になるまでは、同様に保育所等の利用をお断りする場合があります。

4. 保育所等の臨時休園について

(1) 在籍する保育所等の在籍児童や職員に、新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者が確認された場合

⇒ 大阪府保健所等と協議の上、当該保育所等を臨時休園とする場合があります。

(2) 大東市内の複数の保育所等の在籍児童や職員に、新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された場合

⇒ 大阪府保健所等と協議の上、これらの保育所等に加え、感染者のいない保育所等についても臨時休園とする場合があります。

5. 利用者負担額（保育料）について

令和2年3月分の利用者負担額（保育料）につきましては、新型コロナウイルス感染症の発生状況にかんがみ、保育所等の利用状況に応じた日割り計算を行います。

また、令和2年4月分から7月分までの利用者負担額（保育料）につきましては、本市独自の新型コロナウイルス対策事業の一環として、無償（0円）とします。

※上記の利用者負担額の変更については、4月下旬を目途に通知をさせていただき予定をしております。支払済の利用者負担額の還付等の手続きにつきましては、その際にご案内させていただきます。

【問い合わせ】

大東市 福祉・子ども部 子ども室
保育幼稚園グループ

TEL 072-870-0474